

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

島根厚生年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
昭和 41 年 7 月に A 社に入社し、50 年 2 月末に結婚退職するまでの期間において、同社及び同社のグループ会社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間は、A 社のグループ会社である B 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「申立人は、申立期間の初期のころ、A 社のグループ会社である C 社が経営していた飲食店の 2 階にあった社長宅のお手伝いであった。」と供述している上、申立期間当時、A 社の経理を担当していたとする別の同僚は、「申立人は、昭和 46 年 1 月ごろは C 社に勤務していた。」と供述しているほか、申立人自身も、「申立期間の初期のころは、A 社の社長宅でお手伝いをしていた。その後、C 社で勤務した。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、B 社に勤務していなかったと推認できる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B 社に係る申立人の雇用保険被保険者記録は無い。

加えて、B 社は既に解散している上、事業主は故人となっているほか、事業主の妻も「人事記録等の資料を保存していないため、当時のことは分からない。」と供述しており、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、複数の同僚の供述から、申立人は、具体的な期間の特定はできないものの、申立期間の前半については、A社の社長宅の個人的な使用人として業務に従事し、申立期間の後半については、C社が経営していた飲食店で勤務していたことがうかがえるところ、適用事業所名簿から、C社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、昭和47年11月1日にD社に商号を変更した後、48年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるものの、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和47年12月ころにD社に就職した。就職と同時ではなく、しばらく期間を経過してから厚生年金保険料が控除され始めた」と記憶している。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、申立期間において申立人の氏名は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

A事業所に昭和48年11月から平成17年7月までの間勤務した。申立期間の標準報酬月額は24万円と記録されているが、当時の報酬月額は25万1,200円と記憶しており、申立期間の標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人の給与額が記載された台帳の記録から、申立期間のうち、平成元年10月から2年8月までの期間については、オンライン記録に記録された標準報酬月額よりも多い額の報酬月額（給与の支給合計額）が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所が保管している総勘定元帳に記載された事業主負担分の社会保険料額から推認される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額24万円が相当であり、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る給与から、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の保険料が控除されていたと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。